第9回 農業資材審議会農薬分科会

農林水産省消費•安全局

第9回 農業資材審議会農薬分科会

日時:平成17年1月18日(火)

会場:経済産業省別館第1020会議室

時間:13:30~16:23

議事次第

- 開 会 挨 拶
- 2. 議事
- (1) 諮 問
 - ・農薬使用基準の改正について
- (2)報告
 - ・特定防除資材(特定農薬)の検討の状況について
 - ・マイナー作物に係る経過措置の状況について
 - ・平成17年度農薬関係予算について
 - ・農薬の登録保留基準の設定について
- (3) その他
- 3. 閉 会

午後1時30分 開会

〇農薬対策室長 それでは、出席予定の委員の皆様方がおそろいになりましたので、ただいまから第9回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

本日は、御多忙の中各委員の皆様の御出席を賜り、まことにありがとうございます。 事務局を務めます農薬対策室長の横田でございます。どうぞよろしくお願いします。 委員の皆様の御出欠の状況をまず御報告させていただきます。

お手元に資料の2があるかと思いますけれども、委員、臨時委員で合計 21 名の委員の 方々がいらっしゃいます。本日、北原委員、林委員、玉木委員、三浦委 員につきまして は、所用で御欠席ということでございます。また、宮原委員は多少おくれてお見えになると いうことで、30分ぐらいしたら出席される予定でございます。

全体で 21 名の委員につきまして、17 名御出席をいただいております。資材審議会令第7条第1項で、委員、臨時委員の過半数の出席で本会が成立すると規定がございますので、まず、本分科会が成立していることを御報告いたします。

それでは、最初に、農林水産省の伊地知参事官の方から御挨拶を申し上げます。

○参事官 消費安全局の参事官の伊地知でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、日ごろより農薬行政の推進につきまして御支援、御協力をいただいておりますことにつきまして、この場をかりまして厚く御礼を申し上げます。また、本日はお忙しい中本分科会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

御承知のとおり、無登録農薬問題とか、我が国で初めてBSEが発生するとか、さらには食品の偽装表示等の問題が続発する中で、食の安全・安心に対する信頼を回復するために、平成15年に政府は食品安全基本法を制定いたしまして、国民の健康保護を最優先に、リスク分析手法に基づく新たな食品安全行政の体制を整備したところであります。農林水産省におきましても、本省に産業振興部門から独立して食品分野における消費者行政とリスク管理を一元的に扱う消費安全局を設置いたしまして、消費者の視点を重視した行政運営を積極的に推進してきておりまして、約1年半が経過をしたところでございます。

この間も、米国におけますBSEの発生、それから、我が国や東南アジアでの高病原性 鳥インフルエンザの発生など、食に関する問題が相次いで起こっておりまして、また、農 薬につきましても、依然残留基準超過の問題等の発生が見られ、その対応に当たってき ているところでございます。

食の安全・安心を確保するためには、最終的に消費される食品の安全性を確保するだけでなく、農林水産物の生産現場にまでさかのぼって、科学的知見に基づいて必要な措置を着実に講じていくということが大変重要であるというふうに考えております。このため農林水産省では、引き続き国民との対話を幅広く行いながら、関係府省との連携のもと、安全・安心な農林水産物の供給を確保するために、農薬などの生産資材の安全性の確保に万全を期してまいりたいと考えております。委員の皆様方の御支援、御協力を引き続き賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本分科会につきましては、昨年2月に開催をいたしまして以来、約1年ぶりの開催となりましたが、今回は農薬使用基準省令に関しまして、農薬の使用 回数を中心とした見直し等について諮問をさせていただくこととしております。その概略を申し上げますと、農業者の方々に適正な農薬使用を通じた安全な農産 物の生産を行っていただく必要がある中で、現行の農薬使用基準省令の規定では、種苗段階で使用した農薬の使用回数等につきまして不明確な部分があって、農 業者に誤解を生じさせるおそれがあることか

ら、今回の改正を検討しているところでございます。

また、あわせまして、特定防除資材、マイナー作物対策、平成 17 年度の農薬関係の予算につきましても、事務局の方から御報告をさせていただく予定であります。

委員の皆様方の忌憚のない御意見をちょうだいいたしまして、適切に施策に反映をさせていきたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

〇農薬対策室長 続きまして、事務局側のメンバーの紹介をさせていただきたいと思います。(以下、順次紹介。)

それでは、議事を始めます前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧というのが皆様方のところにあるかと思います。資料が1番から9番、参考資料が1番から4番までございます。(以下、順次確認。)

本日の農業資材審議会農薬分科会の審議事項等について、最初に簡単に御説明いたします。

中身の方に資料4、「農業資材審議会農薬分科会について」という資料が入っておるかと思います。審議事項については①番から⑨番までございますが、きょう御審議いただくのは、アンダーラインが入っております⑨の農薬の使用基準の制定又は改廃に関する審議でございます。

それでは、早速ですけれども、実際の審議の方に入っていきたいと思いますので、ここからの進行は本山分科会長の方にお願いしたいと思います。分科会長、よろしくお願いします。

〇本山分科会会長 それでは、これより私が議事進行を行いますので、よろしくお願いします。

本日は、事務局から紹介がありましたように、1つの審議事項と4つの報告がございます。限られた時間の中で多くの審議を行わなくてはなりませんので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

〇農薬対策室東野課長補佐 それでは、資料の5をごらんいただきたいと思います。

「種苗法施行規則」及び「使用基準省令」の一部改正についてでございます。

趣旨のところから読ませていただきます。食用農作物等に農薬を使用する際には、農薬を使用する者が遵守すべき基準、これは使用基準省令と呼んでおりますが、これにより、農薬の容器に表示されております農薬の総使用回数を遵守しなければならないというふうになってございます。

一方で、農業生産におきましては、は種から収穫まで1人の農家がすべての作業を行う

場合もございますが、主に野菜なんかで多うございますが、種苗を専門 的に生産する業者から農家が種苗を購入して、それ以降収穫までを農家が栽培するというような形態がございます。この場合には、は種から種苗までどういう農 薬が何回使われているのかということを知らなければ、この農薬使用基準省令でうたっております総使用回数を守ることができないということでございます。

それで、今回はその種苗法の施行規則を一部改正いたしまして、指定種苗を販売する場合には、種苗の生産段階でどのような農薬を何回使ったのかということを表示させるということと、それにあわせまして、農薬の使用基準省令を改正いたしまして、総使用回数というのは、種苗の生産に使用した農薬とそれ以降農家が使用する農薬を合わせて総使用回数以内におさめなければならないということを、これまでもそういうことだったわけですが、明確に書かせていただくということにしたいと思っております。

Ⅲ番の施行期日でございますが、この施行につきましては、種苗業者への周知期間というのが必要でございます。それから、昨年の6月に改正いたしました内容につきまして、施行がことしの6月21日ということでございますので、そういうことも含めまして、今回の改正の内容につきましては、6月21日、昨年6月に改正しました内容とあわせて施行したいというふうに考えてございます。

○種苗課渡部課長補佐 それでは、資料5-1につきまして御説明させていただきます。 御承知のとおり、種苗は外観からでは品種の識別や品質の判定が困難であることから、種苗法の指定種苗制度によりまして、販売に際して一定の事項の表示を 義務づけております。現行の表示項目及び指定種苗の種類につきましては、表の左にありますように、まず、表示項目についてであります。種苗業者名、品種、発芽率、生産地など5項目のほかに、省令で定めるものがございまして、薬剤により防除した場合には、その旨と使用薬剤名を表示することとしております。

それから、表示が必要となる指定種苗でございますが、作付面積とか生産額などから重要性の高いもの、また、品種数が多く広範に商業流通がなされているものなど、現在 128 種類の植物を指定しております。

今回、農薬使用基準省令の改正によりまして、種苗段階の農薬使用も含めた総使用回数の制限が明確化されたことに伴いまして、表示項目につきましては、右側の改正後の欄にございますように、1点目として、食用又は飼料用に供される農作物の種苗に使用したものについて、有効成分の種類と種類ごとの使用回数を表示することとしております。なお、果樹については非食用扱いとしております。

2点目としましては、食用以外のものは従前どおりの扱いとしております。

次に指定種苗についてでございます。表示義務のある指定種苗の範囲を拡大すること としておりまして、食用農作物については、今回下線を引いた種苗が新た に追加した作 物区分であります。豆類は大豆や小豆です。いも類はサツマイモ、ジャガイモ、工芸農作 物のうち、糖料、でんぷん、油脂料、香辛料、薬用作物 等、食用に利用されるものをすべて含むこととしております。

これによりまして、種苗段階で使用した農薬の情報が確実に農業者に伝達される仕組みができることとなります。

施行時期等につきましては、先ほど御説明のとおりでございます。 以上、よろしくお願いいたします。

〇農薬対策室東野課長補佐 引き続きまして、資料5-2、5-3につきまして御説明をさせていただきます。

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」の一部改正についてということでございます。

昨年の6月21日に一度改正をさせていただいております。このときの内容は、主に2点ございました。1つ目は、ただいまの総使用回数の積算期間の明確化 ということでございまして、それまでは、は種から収穫までの間の使える農薬の総使用回数と読めましたが、これをは種、または植えつけの準備作業も含むということで、は種や植えつけの前に土壌を消毒するときの消毒の農薬、あるいは、種子消毒に使った農薬、こういうものも含めて総使用回数に積算するということ を明確化させていただきました。

それから、2つ目のポイントでございますが、総使用回数にカウントする農薬でございますが、農薬の種類ではなくて、有効成分ごとに数えます。Aという農薬とBという農薬で、実際には有効成分が同じということもございます。これは、A、Bそれぞれに足し上げるのではなくて、同じ有効成分であれば、それは積算に加えなければならないということで、この2つの点を明確化させていただいたということでございます。

これは必ずしも内容を変えたということではございませんで、不明確な点を明確に書かせていただいたということでございました。

この昨年の6月 21 日の省令の改正につきましては、本年の6月 21 日、1年間の周知期間を置きまして施行をさせていただくということになってございます。

今回は、右側の欄でございますが、先ほど御説明させていただきましたように、指定種苗を用いて食用農作物等を生産する場合には、指定種苗に表示されている農薬の使用回数と、それから、それ以後収穫までの間農家が使用した農薬の合計の使用回数が農薬の容器等に表示されている総使用回数を超えないようにしなければならないということが1つ目でございます。

それからもう一点でございますが、止水期間を設定する農薬というのがございまして、これは水田に農薬をまいたときに川などにこの農薬が流れ出さないような必要な措置をとらなければならないという農薬をこの省令で定めておりますが、これに3剤を追加させていただきたいという、この2点でございます。

施行日につきましては、昨年の改正とあわせまして6月21日を予定しております。

次の4ページ目でございます。ただいま御説明させていただきました内容を少し図であらわしております。Aという農薬を使用する場合に、有効成分が α、総 使用回数が5回、こういうふうにラベルに書いてございます。種苗の段階で、真ん中の段でございますが、同じ α という有効成分につきまして、既に2回使用し ているということであれば、この種苗を買った農業者の方々は、5引く2で3回しかこの α という有効成分の農薬は使えませんと。これまでもこうなっておった わけでございますが、これを明確化したい。それから、種苗を販売するときには、どういう農薬を何回使ったのか表示をさせていただくということでございます。

続きまして、資料5-3の諮問文につきまして読み上げさせていただきます。

(諮問文読み上げ。)

〇本山分科会会長 頭に入れるのにちょっと時間がかかるかと思いますけれども、ただい まの事務局の説明について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

〇池田委員 今の改正は、確かに今回の新しい法律以前にもう決まっていたことでございますが、それを明確にしようということはわかりますが、それをやることによりまして、農業の生産の現場の場面で果たしてこういう方法がいいかどうかということが非常に疑問になります。ということは、今農薬の総使用回数というのは非常に制限されております。また、一般的に総使用回数をとにかく機械的に減らせと。極端なことを言うと、現行の防除の回数を2分の1にしろとかって、そういうふうな目標を定めている自治体もございます。そういう中で、確かに種子消毒であるとか、あるいは苗の消毒をやってくるということは非常にいいように思うんですが、むしろそこで過剰な薬剤散布が行われるというようなケ

非常にいいように思うんですが、むしろそこで過剰な薬剤散布が行わ れるというようなケースが間々あるんではないかと思います。農家にしてみれば、余計なおせっかいというようなこともあります。 事前にこういった種苗を生産する側が予防的にやっておきましたというのは、むしろおせ

事前にこういった種苗を生産する側か予防的にやっておきましたというのは、むしろおせっかいなことであって、農家にとっては迷惑になる場合が非常に多い んじゃないかと思います。ということは、定植をした、あるいはは種をして、それから自分の圃場等で今までの経験等を踏まえましてこういう防除方法をとって いこうというふうなときに、それが非常に支障になるんじゃないかというふうに思います。規則は規則でございますが、現場での使用という場合になってくる と、これは非常に使いにくいというふうに思います。その点、どこかでそういった生産現場での検討等につきましても中で御審議されたんでしょうか、それにつ いてちょっと御質問いたします。

〇本山分科会会長 ただいまの御意見は、現場から出てきた御意見だと思うんですけれ

ども、事務局の方で何かお答えございますか。

〇農薬対策室長 2点ほど、実は生産現場の方からの意見もございまして、1つは、自分で苗を生産して収穫までもっていく場合、これはまさに総使用回数はき ちんとわかりますので、5回なら5回というタガが入ってくると。一方で、種苗を購入する場合に、そこに何も書いていなければわからない。わからないから結 局5回使用してしまうと。ところが、積算すれば総使用回数を超えているかどうかわからない。そういう面でも、平等にきちんと扱うためにも、種苗段階で書い ているものがほしいと。この声は特に生産者の方から、種苗の方に変えてくれないときちんと法律を守ることもできないじゃないという要望もございました。あとは、情報提供をきちんと行う。特に、今は生産物につきましても、どういう農薬を何回使ったかというのが、これはいろいろな小売店レベルなり流通レベルから求められております。その中において、総使用回数、例えばこの農薬については何回使いましたということを種苗段階も含めてきちんと情報提供ができるということで、かなり御要望もあってこういう形で処理をしようというふうなところでございます。

〇本山分科会会長 今回の法律改正の遵守すべき使用基準の中に総使用回数が含まれたと、それはもう既に決まったことなんですけれども、その場合に、作物が 定植して、生育段階の使用回数だけじゃなくて、それ以前の苗とか種のときに処理されたものもカウントするかしないかという問題で、法律論的にはそれはそれ もカウントするということでこういう原案が出てきていると思うんですけれども、それに対して池田委員の方からは、現場ではそれは余計なお世話だという御意 見が出たわけですけれども、きょうの審議会の中でこれが一番実は大事な議題だと思うんですね。現場の農業にも大きな影響を及ぼす問題ですから、ここ、十分 皆さんの御意見を伺いたいと思うんですけれども、どなたか御意見ございますか。

〇池田委員 種子消毒、あるいは苗の段階で処理した薬剤が、収穫物まで実際に残ってくるのかと、現実の私たちが食品とする野菜、果樹等ですね、果樹は抜くって書いてありましたが、こういう食品とされる中で残っているのかという問題が1つあります。私はその辺のところは調査したことはありませんが、お聞き したところによりますと、そういった例というのはほとんどないというふうなことを今まで聞いております。そうしますと、むしろ法律の方ではもう一つ、それ はカウントしないと、無視するというふうな考えというのはできないんでしょうか、逆に。

〇農薬対策室東野課長補佐 先ほどの資料の5-2に戻りますが、昨年の6月21日に実はそこを明確化しまして、それまで種子消毒ですとか植えつけ前の土壌 消毒というのは積算期間に入るのか入らないのか、必ずしも明確でなかったということで、ちょうど1年前になりますが、昨年のこの部会で御審議いただいて、 それは数えるんだということで結論

をいただきまして、6月の省令改正をさせていただいたということで理解しておりますので、そこは、実はもうこの部会で整理をしていただいた結果、積算期間に入れるということになったと考えております。

〇本山分科会会長 もともと総使用回数を遵守すべき基準に含むという議論をしたときには、現在の残留基準を制定するときに、試験のときに散布をした使用回数のもとでこれだけ残留すると、あるいは残留しないというデータに基づいて決まっているものですから、そうすると、やはり使用回数というのは守らなければ、その残留基準の意味がなくなるじゃないかということからこういうふうになっていると思うんですね。そうすると、種のときに処理した農薬というのは、本当に収穫物、食品になるときに残っているのか残っていないのかというのは疑問になる点ですね。今まで登録申請されたデータの中で、種子に処理されたものが収穫物まで残っているか残っていないかという情報はいかがでしょう。

〇農薬検査所 少なくとも、私全部のデータを見たわけじゃないものですから、今の御質問に対してちょっと残っているとも残っていないとも言いづらいところ はあるんですが、少なくとも私が今までみたデータ、これは全部のものを見ていないものですからあれなんですけれども、今まで見たデータからすれば、残って いないものがほとんどであったということは言えます。

〇行本委員 単独で種子消毒だけした場合に収穫物に残留するかどうかというのは、多分わからないものが多いんじゃないかなという気はします。ただ、科学的 に考えると、非常に初期の段階、しかも、種子消毒の場合は少ない農薬量で処理しますので、両方の意味から収穫物に残る確率は生育期に散布したものよりは少 ないということは言えると思うんですね。

それで、たとえば種子消毒1回と生育期に4回処理して、その結果残留量が基準値を下回っていればよいということで使用基準が決められていますので、総使用回数だけで表示することになると、生育期に5回でもいいことになり、残留基準を超える可能性も考えられます。

そういう種子消毒についてですが、残留は非常に少ないだろう、それから、逆に同じ回数であれば、種子消毒をやった方が効率的に病害を防除できる、環境汚染的にも問題は少ないということで、病気の種類によっては種子消毒をした方が、しないで生育期に病気がたくさん出てさらに多くの農薬を使わなくちゃいけないという事態になることもありますので、種子消毒が使えなくなるというようなことにはならないようにしていただきたいと思うのが1つあるんですね。

私の意見としては、一応種子消毒に使える農薬がきちんと担保されるようにしていた だきたいということと、総使用回数という表示だけでいいのかの以上2点です。 〇本山分科会会長 今までのラベルの書き方というのは、ある農薬をある作物に使うときには、種子消毒を含めて合計何回という書き方だったわけですね。今度 はそれが必ずしもそうじゃなくて、全部で何回ということだと、種子消毒をせずに生育期だけでその回数を使ってしまえば、従来よりも残留は多くなる可能性が あるという御指摘です。

〇農薬対策室長 事務局の方からお答えいたしますと、当然委員がおっしゃられるような 懸念は出てくるわけなんです。そういう面では、例えば総使用回数が5 回というふうになっておれば、例えば生育期間中は4回ですとか、は種前に1回ですとか、何とか期に1回 ですという形で明確にそれは分けるような形で総使用 回数というのは表示されるように なります。そうしませんと、生育期間中4回では種期に1回だけれども、は種期に使わなかったんで、その後に5回使うという ことなら、5回使っても残留はしません、もしくは基準オーバーしませんというデータになり得ませんので、総使用回数5回の中で、例えば生育期には4回で す、は種期に1回ですという形で、きちんとデータに基づいて総使用回数の中できちんと区分していくという形になりますので、御懸念のことについてはクリア できると 思っております。

〇田畑委員 使用回数について、使った薬剤の残留量が少ない、あるいはまったく残留していないのであれば、その薬剤の使用回数は何回でも構わないということになるのでしょうか。

〇中村委員 生育期に何回、種のとき何回というふうな表示になるという、表示はそういう 具体的な表示になるわけですか。そういう指導になるわけですね。わ かりました。残留性 がないのであれば無制限でも理屈上はいいというふうなことになりますので、その辺のこ とをお答えいただければと思うんですけれども。

〇農薬対策室長 委員おっしゃるとおりでございまして、こちらの方でデータをとるときには、例えば種子消毒で1回使って、あと、生育期に例えば3回使いました、4回使いましたという形で、全体、最終的に残留がどうなるんだというところから使用基準をつくっていきますので、おっしゃるように、残留しなければ 何回でも使っていいというのであれば、それはきちんとデータをとって、例えばは種期に10回使って、それで生育期に3回使いましたと、それでも基準をきちんとクリアしますというんであれば話はあり得ると思いますが、そういう使用方法もないし、実際にはデータに基づいて使用方法を決めることになります。もう一つございますのが、これから、今厚生労働省さんの方でポジティブリスト化の話がございますけれども、その中で、例えば種子消毒みたいなもので、残留はほとんどしないというものについても、残留基準は設定されることになります。残留基準が設定されるということは、きちんとやはり使用方法を守る、使用回数を守るという形になってまいります。基準値はきちんとできていくということであれば、我々それに従って使用方法についても

種子消毒は例えば1回です、 生育期には何回ですというのはきちんと定めていく必要があるし、そのデータをとる必要もあると。

また、種子消毒については残留しないからカウントしなくていいですと、苗段階の初期の 段階であれば残留しないからカウントしなくていいとなれば、並行し てずっとつながる体 系の中で、どこまでだったら例えば極端ですけれども、使用回数に入れなくてもいいじゃな いかという議論も必要になってまいります。ま た、基本的に、どの農薬をこの作物に何回 使ったという情報は、どうしてもほしいということが求められておりますので、私どもは種子 消毒に1回なら1回、そ の後生育期に4回なら4回ときちんと明示して情報提供するとい うのが最低限必要なことではないかというふうに考えております。

〇中村委員 この使用回数を生育期によってそれぞれ表示されるんですけれども、投薬 回数を担保する組織というのは何かありますか。要するに、遵守したかどうかということで すね。

〇農薬対策室長 これは、基準値をオーバーしているかしていないかという残留チェックとともに、農水省の中でも巡回点検指導というのを行っておりまして、これは全農家にやるというのはなかなか難しいんですが、農家をピックアップして回っていって、どの農薬を何回使っているかチェックしています。さらに、今 努力規定として、使った農薬はきちんと記帳しましょうというのもありますので、そういう形のチェックを行っております。ただ、100%全部おやりになって いますかと言われると、そこまでは人員的にも予算的にも難しい面がありますので、抽出的にやっているということでございます。

○本山分科会会長 ほかにいかがでございますかね。

〇長尾委員 今おっしゃったことを正確に理解しなかったかもしれませんけれども、この資料5-2の改正の概要の(1)のところの文章ですね、この文章は、非常にわかりにくい文章なんですね。

〇渡戸委員 先ほど来から種子消毒の話が出ておるんですけれども、現場で種をまいている方からいいますと、生産現場で種をまく生産者が自分の労力で種子消 毒をするということは、今の段階では現実にほとんどないというのが現実でございます。というのは、種苗会社の方で既に処理されたものを我々購入するという 段階ですので、それをさらに我々が別な農薬を使って消毒するということはほとんどないというようなことが現実だと思います。

それから、先ほど来から言われている文字のことなんですけれども、総使用回数ですとか使用回数ですとか、いろいろ分かれているわけですけれども、生産者の方からすると、いろいろ高齢化していたりだとかそういうことがありまして、言葉の使い方ですとか、そ

ういうようなことをやはりわかりやすい形で周知徹底 していただかないと、本当に末端の ところで守ることができないんじゃないかなというふうに思います。

きょう最後に本当は言おうと思っていたんですけれども、昨年の農薬の改正を受けて、昨年から新しく発売されている農薬の瓶の、容器のラベルですね、今までは、二、三年ぐらい前までは、ラベルが1周で大体全部読めたんですよね。最近のでは、大体2周しているんですよ、ラベルが。裏表書かれていまして、細かい保険の規定みたいな形で、これでも読めというのかみたいな感じで、非常に細かい文字で最初から最後までびっしり裏表書かれている場合が非常にあります。それを使用者が読まなくてはいけないわけなんですけれども、現実の労力として考えているには、読む人の気持ちは全く考えていないなというのを昨年非常に思っていたことがあります。法律的にこれは書かなきゃいけないものなんだからということで、そのエッセンスをどんどんやっていくとああいうような状況になるのかなというふうに思いますけれども、やはり現場のところでどのように使いやすく表示した方が結果的に守られるのか、その辺のこともやはり考えてやっていただけると非常に今後よろしいんではないかなというふうに思います。

〇本山分科会会長 今、2つの問題を御指摘になったと思うんですけれども、2番目の方から先にまとめますと、ラベル表示の問題ですね。これは昨年ですか一 昨年ですか、誤表示の問題がクローズアップされまして注目を集めたわけですけれども、確かに、古い農薬といいますか、適用の多い農薬ほど非常に情報量が多くなって、100ミリリットルの瓶に3周りというようなところもありますと非常に読みにくいですね。ですけれども、これは今のラベル表示の仕方そのものを 根本的に考えないとなかなか解決しない問題じゃないかと。このたび私もいろいろ調べてみたんですけれども、日本の場合は瓶に、あるいは袋にそのままラベル を張りつけるというルールですので、それと別にまた説明書きをつけるということじゃありませんので、そうすると、どうしてもああいう小さい表示にならざる を得ないですね。余り小さくなり過ぎると目的を果たさないといいますか、年配の方は読めないということにもなりますね。

外国の話をすると恐縮ですけれども、アメリカなんかはそうじゃなくて、瓶に直接張りつけてあるのは注意事項だけ、こういうところを安全性上注意しなさいということだけであって、使用基準といいますか、使い方とか適用とか、それはまた別の紙に書いて一緒に箱に入れるということになっているようですよね。ただ、日本の場合は、そうするとラベルと瓶が別々になってしまったときに混乱が起こるということで多分今の仕組みができ上がっていると思うんですけれども、そういう点も含めて、ラベル表示の仕方、何が一番現場にとって読みやすい、従いやすい表示になるかというのも、また1つの検討課題かなと思います。

もう一つの御指摘された最初の方の問題で、現場では生産者は自分で種に処理するということはほとんどない。たしか稲もみの場合は自分で種子消毒を浸漬して、それから

は種するということをやっていると思うんですけれども、野菜とか花の場合は、もうほとんど自分でやることはなくて、種苗会社が種子粉衣したものを農家の方はは種するということなわけですね。そうすると、今回のこういう改正になったときに、それは従来どおり続けられるんですか。何か困ることは起こりますか。

〇渡戸委員 特にこの法律自体の改正については、非常にわかりやすいことになっていますので、我々も買